

(資 料)

大規模な既存集落として知事が指定する集落

(昭和62年 5 月 1 日指定)

(平成13年10月12日一部変更)

(平成19年11月30日一部変更)

(平成28年10月20日一部変更)

都市計画法（昭和43年 6 月 15 日法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年 6 月 13 日政令第158号）第36条第 1 項第 3 号ホの規定の運用に関して、大規模な既存集落を下記のとおり指定する。

記

次の各項に該当する独立して一体的な日常生活圏を構成している集落であって、原則として農用地区域等積極的に保存すべき区域を除いた区域。

- 1 当該集落内には、小・中学校、鉄道の駅若しくはバス停留所、日用品店舗等、旧町村役場、病院若しくは診療所等の社会生活に係る施設のいずれかが存すること。
- 2 市街化調整区域内において、次の各号のいずれかに該当する集落。
 - (1) 180 棟以上の建築物（「建築面積が 30 平方メートル以上のものに限る。」以下同じ。）が連たんしている集落。（以下「大規模集落」という。）
 - (2) 45 棟以上 180 棟未満の建築物が連たんして集落を形成し、その集落の複数が 55 メートルを超え 330 メートル以内の距離をもって連続している場合で、それぞれの集落内にある建築物の棟数の合計が 180 棟以上となる場合（互いに 180 棟以上の建築物が連たんしている集落は別の集落として扱う。）。
 - (3) 45 棟以上 180 棟未満の建築物が連たんして集落を形成し、大規模集落から 330 メートル以内の距離をもって連続している場合は、当該大規模集落の一部とする。
- 3 前項に規定する「連たん」については、次の各号により取り扱う。
 - (1) 建築物の敷地間の距離が、55 メートル以内で連続していること。
 - (2) 建築物の棟数算定に当たり、同一敷地に複数の建築物があるときは、それぞれ算定する。
なお、共同住宅又は長屋にあつては住戸数を棟数とし算定する。
- 4 当該集落に係る棟数の密度は、1 ヘクタール当たり、建築物が 6 棟以上存すること。

附 則

この基準は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。